の、貸切バス車両に係るもの又は福祉タクシー車両に係るもの		
ハ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）	
ニ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長	
ホ　（略）	（略）	
ヘ　法第二条第六号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長	
ト　特定本邦航空運送事業者の使用航空機以外の航空機（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十六号に規定する航空機をいう。）に係るもの	当該航空機を使用する本邦航空運送事業者の主たる事務所を管轄する地方航空局長	
イ　法第二条第六号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は同号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長	
ロ　法第二条第六号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）	
四　法第二十二条の二第一項の移動等円滑化困難旅客施設の認定並びに同条第二項の認定及び同条第五項において準用する第十八条第二項の変更の認定		

十条第二項及び第三項に規定するものに限る。）に係るもの、乗合バス車両に係るもの、貸切バス車両に係るもの又は福祉タクシー車両に係るもの		
ハ　法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）	
ニ　法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長	
ホ　（略）	（略）	
ヘ　法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長	
ト　特定本邦航空運送事業者の使用航空機以外の航空機（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第十六号に規定する航空機をいう。）に係るもの	当該航空機を使用する本邦航空運送事業者の主たる事務所を管轄する地方航空局長	
イ　法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長	
ロ　法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）	
四　法第二十二条の二第一項の移動等円滑化困難旅客施設の認定並びに同条第二項の認定及び同条第五項において準用する第十八条第二項の変更の認定		